

申請に対する処分

処分名	施業実施協定の廃止の認可
根拠法令	森林法第10条の11の14第1項
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

森林法（昭和26年法律第249号。以下法という。）第10条の11の8第1項の認可を受けた人又は団体

(2) 申請の方法

協定の廃止する旨の申請書を産業振興部農林振興課に提出する。

(3) 認可等の要件

法第10条第11の14第1項の要件に該当していること。

法第10条11の14第1項の「過半数」とは、協定の廃止の認可を申請する時点における協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者過半数を意味するものとし、複数の森林に同一の者が権利を有している場合は、1人として算定するものとする。

2 標準処理時間

10日